

## 税額の計算等

### 1 各連結事業年度の連結所得に対する法人税の税率

各連結事業年度の連結所得の金額に対する法人税の税率は、連結親法人の区分に応じ次表のとおりとなります。なお、平成14年4月1日から平成16年3月31日までの間に開始する各連結事業年度については、2%の税率が上乘せされており、表中の( )内の税率が上乘せ後の税率です(法81の12 ~ 、負担軽減措置法16、措法68の8、68の100、68の108)。

連 結 親 法 人		税 率	
普 通 法 人	資本の金額又は出資金額が1億円以下であるもの又は資本若しくは出資を有しないもの(保険業法に規定する相互会社を除きます。)	年800万円以下の部分	22%(24%)
		年800万円超の部分	30%(32%)
	資本の金額又は出資金額が1億円超であるもの		30%(32%)
協 同 組 合 等			23%(25%)
特 定 の 協 同 組 合 等 (特定の地区又は地域に係るもので一定の要件を満たすもの)		年10億円以下の部分	23%(25%)
		年10億円を超える部分	26%(28%)
特 定 の 医 療 法 人 (一定の要件を満たすものとして財務大臣の承認を受けたもの)			23%(25%)

(注) 連結親法人事業年度が1年に満たない場合には、上記の「800万円」は「800万円を12で除し、これに連結親法人事業年度の月数を乗じて計算した金額」とされ、「10億円」は「10億円に連結親法人事業年度の月数を乗じ、これを12で除して計算した金額」とされます(法81の12、措法68の108)。

### 2 連結同族会社の特別税率

#### (1) 制度の概要

連結法人(連結親法人が同族会社に該当するものに限り、)の各連結事業年度の連結留保金額が連結留保控除額を超える場合には、その超える部分の連結留保金額を次表の区分ごとに区分し、それぞれの区分に応じた税率を乗じて計算した金額の合計額を1により計算した法人税の額に加算した金額がその連結親法人に対して課する各連結事業年度の連結所得の金額に対する法人税の額となります(法81の13)。

区 分	税 率
年3,000万円以下の金額	10%
年3,000万円を超え、年1億円以下の金額	15%
年1億円を超える金額	20%

- (注) 1 この制度の対象となる同族会社は、同族会社であることについての判定の基礎となった株主又は社員のうちに同族会社でない法人がある場合には、その法人をその判定の基礎となる株主又は社員から除外して判定した場合においても同族会社となるものに限られます。
- 2 連結親法人事業年度が1年に満たない連結法人の場合にあつては、上記の3,000万円及び1億円は、これらの金額を12で除し、連結親法人事業年度の月数を乗じて計算した金額となります(法81の13)。
- 3 連結親法人が同族会社に該当するかどうかの判定は、連結親法人の連結事業年度終了の時の現況により行うこととなります(法81の13)。
- 4 平成14年4月1日から平成16年3月31日までの間に連結親法人事業年度が開始する連結親法人の連結事業年度終了時における資本又は出資の金額が1億円以下の場合には、上記の表の区分ごとに計算した金額の合計額の95%相当額を法人税の額に加算することとなります(措法68の109)。

#### (2) 連結留保金額

連結留保金額とは、次に掲げる金額の合計額(4)において「連結所得等の金額」といいます。)のうち留保した金額(その連結事業年度の期間に係る確定した決算において利益処分による経理をした賞与のうち、その利益処分の確定した日においてその賞与を受ける者ごとに債務が確定していないものを含まず。)から、その連結事業年度の連結所得の金額につき1により計算した法人税の額並びに地方税法の規定によりその連結事業年度の連結法人税個別帰属額に調整を加えた金額に係る道府県民税及び市町村民税(都民税を含まず。)の額として(3)の計算により算出した金額の合計額を控除した金額をいいます(法81の13)。

(注) 1 連結法人のその連結事業年度において支払義務が確定する配当等の額(その配当等の額の計算の基礎となった期間の末日においてその連結法人との間に連結完全支配関係がある内国法人に対するものに限り、)がある場合で、その連結法人がその内国法人との間にその連結完全支配関係を有しなくなったことによりその内国法人の最終の連結事業年度となる連結事業年度終了の日が、その末日からその支払義務が確定する日の前日までの間にあるときは、その支払義務が確定する日の属する連結事業年度の連結留保金額は、

上記により計算した金額からその配当等の額に相当する金額を控除した金額となります(法81の13、法令155の23)。

- 2 連結法人のその連結事業年度において他の連結法人(その配当等の額の計算の基礎となった期間の末日にその連結法人との間に連結完全支配関係があるものに限ります。)から受ける配当等の額がある場合には、その配当等の額を受ける日の属する連結事業年度の連結留保金額は、上記により計算した金額から、その配当等の額のうち、その連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額に算入される金額に相当する金額を控除した金額となります(法81の13、法令155の23)。

その連結事業年度の連結所得の金額

(注) この場合の「その連結事業年度の連結所得の金額」は、個別益金額又は個別損金額を計算する場合において法人税法第62条第2項《合併及び分割による資産等の時価による譲渡》の規定により合併又は分割型分割に伴い合併法人又は分割承継法人に移転をした資産及び負債に係る譲渡利益額又は譲渡損失額を加算又は減算するときには、この譲渡利益額又は譲渡損失額がないものとして計算した金額となります。

「4(1) 連結事業年度における受取配当等の益金不算入」により、その連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入されなかった金額

(注) 次に掲げる配当等の額を除きます(法81の13二、令155の24)

- (イ) その計算の基礎となった末日(その配当等の額が商法第293条ノ5第1項《中間配当》に規定する金銭の分配である場合にあっては、同項に規定する一定の日)にその連結法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人から受ける配当等の額
- (ロ) 法人税法第24条第1項《配当等とみなす金額》の規定により利益の配当又は剰余金の分配の額とみなされる金額のうち次に掲げる事由により他の連結法人(その配当等の額の支払義務が確定する日においてその連結法人との間に連結完全支配関係があるものに限ります。)から受けるもの
- 資本若しくは出資の減少(株式が消却されたものを除きます。)
  - 株式の消却(取得した株式について行うものを除きます。)
  - 自己の株式の取得(証券取引所の開設する市場における購入による取得等を除きます。)
  - 社員の退社又は脱退による持分の払戻し

個別益金額を計算する場合の法人税法第26条第1項《還付金等の益金不算入》に規定する還付金額等のうち所得税額等及び欠損金の繰戻しによる還付金額等並びに同条第2項により個別益金額とされない個別控除対象外国法人税の額等が減額された部分の金額の合計額

「4(6) 連結欠損金の繰越し」によりその連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された金額及び個別損金額を計算する場合の法人税法第59条第1項《資産整理に伴う私財提供等があった場合の欠損金の損金算入》により損金の額に算入される金額の合計額

次の規定により連結所得の金額の計算上、損金の額に算入されることとなる金額

- (イ) 技術等海外取引に係る連結所得の特別控除額(措法68の60)
- (ロ) 新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額(措法68の62)
- (ハ) 沖縄の認定法人の連結所得の特別控除額(措法68の63)
- (ニ) 収用換地等の場合の5,000万円特別控除額(措法68の73)
- (ホ) 特定土地画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の2,000万円特別控除額(措法68の74)
- (ヘ) 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の1,500万円特別控除額(措法68の75)
- (ト) 農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の800万円特別控除額(措法68の76)
- (チ) 連結法人に係る特定外国子会社等の課税済留保金額の損金算入額(措法68の92)
- (リ) 農業生産法人の肉用牛の売却に係る連結所得の特別控除額(措法68の101)
- (ル) 株式移転後の子会社株式等の譲渡益に対する課税の特例による損金算入額(措法68の105)
- (注) 連結法人に係る特定外国子会社等の留保金額の益金算入額は上記の連結所得等の金額には含まれません(措令39の120)。

(注) 1 次のにより法人税の額から控除する金額がある場合には、「1により計算した法人税の額」は、その金額を控除した金額となります。

2 連結法人税個別帰属額とは、により法人税の負担額として支出すべき金額又は減少額として収入すべき金額として計算される金額をいいます。

- (3) 連結留保金額の計算上控除する道府県民税及び市町村民税の額

連結留保金額の計算上控除する道府県民税及び市町村民税の額は、各連結法人の次の及びの金額のうちいずれが多い金額に20.7%を乗じて計算した金額の合計額です(法令155の25)。

(注) 連結法人の平成14年4月1日から平成16年3月31日までの間に開始する各連結事業年度における上記の「道府県民税及び市町村民税の額」は、次の算式により計算した金額の合計額となります(改正法令附則9)。

算式

$$\text{次の及びの金額のいずれが多い金額} \times 30\% \div 32\% \times 20.7\%$$

次表の加算項目の金額の合計額から控除項目の金額の合計額を控除した金額

加算項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各連結法人のその連結事業年度の法人税法第81条の18第1項《連結法人税の個別帰属額の計算》に規定する個別所得金額又は個別欠損金額にその連結事業年度の連結所得に対して適用される法人税の税率を乗じて計算した金額</li> <li>・ に掲げる金額</li> </ul>
控除項目	<p>次の規定により連結事業年度の連結所得に対する法人税の額から控除する金額のうち、各連結法人に帰せられる金額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法人税法施行令第155条の45《連結法人税額から控除する外国税額の個別帰属額の計算》</li> <li>・ 法人税法第81条の16《仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の連結事業年度における控除》</li> <li>・ 法人税法第81条の17《連結事業年度における税額控除の順序》</li> <li>・ 租税特別措置法第68条の9第2項《中小連結法人の試験研究費の額がある場合の法人税額の特別控除》</li> <li>・ 租税特別措置法第68条の10第2項又は第3項《エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除》</li> <li>・ 租税特別措置法第68条の11第2項から第4項まで《事業基盤強化設備を取得した場合等の法人税額の特別控除》</li> <li>・ 租税特別措置法第68条の12第2項から第4項まで《事業化設備等を取得した場合等の法人税額の特別控除》</li> <li>・ 租税特別措置法第68条の13《沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除》</li> <li>・ 租税特別措置法第68条の14第2項から第4項まで《沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合等の法人税額の特別控除》</li> <li>・ 租税特別措置法第68条の15第2項から第4項まで《中小連結法人が機械等を取得した場合等の法人税額の特別控除》</li> </ul>

次の規定により連結事業年度の連結所得に対する法人税の額に加算した金額のうち、各連結法人に帰せられる金額

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 租税特別措置法第68条の11第6項《事業基盤強化設備を事業の用に供しなくなった場合の法人税額》</li> <li>・ 租税特別措置法第68条の12第6項《事業化設備等を事業の用に供しなくなった場合の法人税額》</li> <li>・ 租税特別措置法第68条の14第6項《沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備を事業の用に供しなくなった場合の法人税額》</li> <li>・ 租税特別措置法第68条の15第6項《中小連結法人が機械等を事業の用に供しなくなった場合の法人税額》</li> <li>・ 租税特別措置法第68条の67第1項《使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例》</li> <li>・ 租税特別措置法第68条の68第1項又は第8項《土地の譲渡等がある場合の特別税率》</li> <li>・ 租税特別措置法第68条の69第1項《短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率》</li> </ul>
--

(4) 連結留保控除額

連結留保控除額とは、次に掲げる金額のうち最も多い金額をいいます（法81の13）。

連結事業年度の連結所得等の金額の35%に相当する金額

年1,500万円

連結事業年度終了の時における連結利益積立金額（その連結事業年度の連結所得等の金額に係る部分の金額を除きます。）がその時における連結親法人の資本の金額又は出資金額の25%に相当する金額に満たない場合におけるその満たない部分の金額に相当する金額

(注) 連結親法人事業年度が1年に満たない連結法人の場合にあっては、上記の1,500万円は、この金額を12で除し、連結親法人事業年度の月数を乗じて計算した金額となります（法81の13）。

3 連結納税を行う場合の租税特別措置法の規定

連結納税を行う場合の法人税の額の計算における租税特別措置法の適用については、単体納税を行う場合の法人税の額の計算のための租税特別措置法の規定（以下3において「単体規定」といいます。）

とは別に新たに規定された連結所得に対する法人税の額を計算するための規定（以下3において「連結規定」いいます。）を適用することになります。

(1) 使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例

この制度は、単体納税を行う場合の法人税の額を計算するための租税特別措置法第62条《使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例》に対応して、連結法人に適用がある場合の措置が規定されています（措法68の67）。

[制度の概要]

連結親法人又はその連結子法人が平成14年4月1日から平成16年3月31日までの間に使途秘匿金の支出をした場合には、その連結親法人に対して課する各連結事業年度の連結所得に対する法人税の額に、その各連結事業年度におけるその連結親法人又はその連結子法人の使途秘匿金の支出の額の合計額に40%を乗じて計算した金額が加算されます（措法68の67）。

(注)1 この制度により加算される法人税の納税義務が連結子法人が支出した使途秘匿金に係るものを含め連結親法人に課されています（単体規定の場合は、支出した法人ごとに納税義務が課されます。〔措法68の67〕）。

2 単体規定においては、公益法人等及び外国法人の一定の事業に係る金銭の支出に対しては不適用の措置がなされていますが（措法62）これらの法人は連結納税の適用対象外であるため、連結規定においては措置されていません。

(2) その他の連結規定

(1)以外の連結規定は、次表の「単体規定」欄に掲げるものに対応する連結規定を、それぞれ「連結規定」欄に記載するものとして新たに規定されています。

なお、これらの連結規定を定めるに当たっても、それぞれの制度の趣旨等を踏まえた調整が必要に応じて行われています。

連結納税における制度の名称（単体納税）	連結規定	単体規定
・ 土地等の譲渡等がある場合の特別税率	措法68の68	措法62の3
・ 短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率	措法68の69	措法63
・ 連結親法人である中小企業者等（中小企業者等）に対する同族会社の特別税率の不適用等	措法68の109	措法68の2

(注)1 上記の規定のうち土地の譲渡等に対する特別税率については、個々の法人ごとに計算することとされています（措法68の68、68の69）。なお、単体規定と同様に平成15年12月31日までの間に行った土地の譲渡等に対しては適用されません（措法68の68、68の69）。

2 同族会社の特別税率の不適用の適用対象となるかどうかは、連結親法人がこの制度の対象となる中小企業者等に該当するかどうか等により判定することとされています（措法68の109）。

3 単体規定についても、連結法人が分割前事業年度において適用する場合、連結納税に係る承認の取消しを受けた法人がその後の事業年度において適用する場合等に対応するため、規定の整備が行われています。